

遠賀川流域治水協議会 規約(改正案)

(設置)

第1条 「遠賀川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、遠賀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系遠賀川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の各委員が選任するメンバーをもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にあるもの以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 遠賀川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の円滑に行うため事務局を置く。

- 2 事務局は九州地方整備局遠賀川河川事務所、福岡県に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年 8月24日から施行する。

令和3年 3月 1日改正

令和4年 5月 16日改正

令和5年 5月 25日改正

令和8年 5月 18日改正

遠賀川流域治水協議会 名簿

北九州市長

直方市長

飯塚市長

田川市長

中間市長

宮若市長

嘉麻市長

芦屋町長

水巻町長

岡垣町長

遠賀町長

小竹町長

鞍手町長

桂川町長

香春町長

添田町長

糸田町長

川崎町長

大任町長

福智町長

赤村長

福岡県 県土整備部 河川整備課長

福岡県 県土整備部 河川管理課長

福岡県 県土整備部 港湾課長

福岡県 県土整備部 砂防課長

福岡県 県土整備部 道路維持課長

福岡県 建築都市部 都市計画課長

福岡県 建築都市部 公園街路課長

福岡県 建築都市部 上下水道課長

福岡県 建築都市部 住宅計画課長

福岡県 教育庁 教育総務部 施設課長

福岡県 農林水産部 農山漁村振興課長

福岡県 農林水産部 林業振興課長

福岡県 直方県土整備事務所長

福岡県 北九州県土整備事務所長

福岡県 田川県土整備事務所長

福岡県 飯塚県土整備事務所長

福岡県 八幡農林事務所長

福岡県 飯塚農林事務所長

林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局長
気象庁 福岡管区气象台長
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長

遠賀川流域治水協議会 幹事会 名簿

北九州市	危機管理室	災害対策担当課長	
	産業経済局	農林施設担当課長	
	都市整備局	道路維持課長、水環境課長、河川整備課長	
		公園計画課長、住宅計画課長	
	都市戦略局	都市計画課長、開発指導課長、事業推進担当課長	
		建築指導課長、	
	若松区役所	総務企画課長、八幡西区役所 総務企画課長	
	上下水道局	下水道計画課長	
	教育委員会	施設課長、生徒指導課長	
直方市		土木課長、下水道課長、都市計画課長、防災・地域安全課長、国・県対策課長	
飯塚市		土木建設課長、土木管理課長、下水道課長、都市計画課長、農業土木課長	
田川市		土木課長、都市計画課企画官	
中間市		建設課長、下水道課長、都市計画課長、農業政策課長	
宮若市		土木建設課長	
嘉麻市		土木課長、農林振興課長、防災対策課長	
芦屋町		総務課長、都市整備課長、産業観光課長	
水巻町		建設課長	
岡垣町		都市建設課長	
遠賀町		建設課長、都市計画課長、駅周辺都市整備推進室長、人事防災課長	
小竹町		建設課長、農政環境課長、上下水道課長、企画調整課長	
鞍手町		都市整備課長、総務課長、まちづくり課長	
桂川町		建設事業課長、産業振興課長、水道課長	
香春町		建設課長	
添田町		道路整備課長	
糸田町		土木課長	
川崎町		防災管財課長、事業課長	
大任町		事業課長	
福智町		建設課長、農政課長、防災管財課長	
赤村		産業建設課長	
福岡県	県土整備部	河川整備課	企画主幹
	県土整備部	河川管理課	課長補佐
	県土整備部	港湾課	課長技術補佐
	県土整備部	砂防課長	課長技術補佐
	県土整備部	道路維持課	課長技術補佐
	建築都市部	都市計画課	課長技術補佐
	建築都市部	公園街路課	課長技術補佐
	建築都市部	上下水道課	課長技術補佐
	建築都市部	住宅計画課	課長技術補佐
	教育庁	教育総務部 施設課	課長技術補佐
	農林水産部	農山漁村振興課	課長技術補佐

農林水産部	林業振興課	課長技術補佐
農林水産部	農村森林整備課	課長技術補佐
直方県土整備事務所		河川砂防課長
北九州県土整備事務所		河川砂防課長
田川県土整備事務所		河川砂防課長
飯塚県土整備事務所		河川砂防課長
八幡農林事務所		農村整備課長
飯塚農林事務所		農村整備第一課長

林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署 森林土木指導官

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 水源林業務課長

気象庁 福岡管区气象台 予報課長

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 技術副所長